

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：パキスタン国ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

### 企画競争説明書

業 務 名 称：パキスタン国ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト

調達管理番号：24a00582

#### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

### 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月2日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年12月 ～ 2029年2月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年12月 ～ 2027年1月

第2期：2027年1月 ～ 2029年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】＊履行期間25ヵ月未満での仮定

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

【第2期】＊履行期間26ヵ月未満での仮定

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課／第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年10月8日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年10月8日 12時
3	質問への回答	2024年10月11日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年10月25日 12時
5	プレゼンテーション	2024年10月29日 15時～17時
6	評価結果の通知日	2024年11月6日

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。
---	-------------------------	--

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9)

[6%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/8LysLBgfek>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。上記2. (3) の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

- (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	トランジショナル・ホームの制度化のための具体的な戦略や取り組みの内容	第3条2（5）
2	他部局と協働したアウトリーチ／啓発活動およびトランジショナル・ホームでの被害当事者の自立・社会復帰支援との連携強化に係る女性保護センター・県女性保護委員会の活動の具体的な内容（想定）	第3条2（6）

3	トランジショナル・ホームのパイロット活動におけるパートナー団体との連携の具体的な内容（想定）	第3条2（7）
---	--	---------

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章2.（4）配付資料／公開資料等に記載の専門家業務完了報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年6月
- ・ RD署名：2024年9月4日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

- (1) JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」におけるクラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に寄与する協力

本プロジェクトは上記クラスター事業戦略に貢献する案件として実施するものである。クラスター事業戦略は、シナリオに基づき対象国の課題解決を目指し、ビジョンを共有して国際機関や二国間援助機関、現地関係機関等との連携・共創を図るものである。よって、本プロジェクトでは、上記クラスター戦略のビジョン、シナリオ、成果目標と指標等を示しながら、パキスタンでジェンダーに基づく暴力（Gender Based Violence。以下「GBV」という。）への対応に取り組む他機関と協力・連携し、ともに目標達成に貢献する可能性を模索する<sup>2</sup>。

- (2) 被害者中心アプローチに基づく支援

本プロジェクトは、全ての成果に係る活動の実施において、被害者中心アプロー

---

<sup>2</sup> UNFPAとの連携については必ず検討する。UNFPAは、パンジャブ州において、GBV分野での社会福祉局・PWPAへの協力を行っている。具体的には、女性保護システムの確立に向け、「パンジャブ州暴力からの女性保護法」に関連した規則の整備、女性保護センターのSOPの策定支援、GBVケースマネジメントに係るマスタートレーナーの育成等の研修を行っているため、特に研修の制度化、WPCのパイロット活動等においては調整・連携の必要性が高い。詳細計画策定調査において、UNFPAと支援内容の調整及び連携をすることで合意しているが、具体的な連携内容や本プロジェクトの枠組みにおける位置づけは、本プロジェクト開始後にUNFPA、発注者と協議の上、確定する。

チ<sup>3</sup>を指針とする。伝統的な家父長制社会で育った女性にとっては、自身の自立・社会復帰について具体的なイメージを持つことが困難である点が先行事業（ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー）の経験からも指摘されている。女性自身の持つ可能性（エージェンシー）を認識し、エンパワメントを支援の中核に位置付け、被害当事者女性が、持ちうる選択肢や得られる支援について十分な情報を得た上で、本人の望む選択が尊重されるよう支援を行う。なお、組織や GBV 被害当事者の支援者も家父長的な価値観の影響を受けていることが多いため、能力強化の際にはその点に留意し、被害者中心アプローチに立ったサービスが提供できるよう支援を行う。また、GBV 被害からの心身の回復のプロセスは直線的なものではないことに留意し、心理社会的支援を含むニーズに合わせたケア・支援を提供・リファーできる体制を整える必要がある。

### （3）実施機関の体制

本プロジェクトは、パンジャブ州社会福祉局（Social Welfare and Bait-ul-Maal Department。以下「SWD」という。）を実施機関として実施する。パンジャブ州暴力からの女性保護法（2016）に基づく女性の保護に係る取り組みについては、SWD 傘下の女性保護庁（Punjab Women Protection Authority。以下「PWPA」という。）が管轄しているため、主に GBV に関連する施設のサービス・プロバイダーと SWD 職員を対象とする能力強化に係る成果 1 の活動と、女性保護センター（Women Protection Center。以下「WPC」という。）のサービス強化に係る成果 2 の活動については PWPA が管轄し、GBV 被害当事者の自立・社会復帰に係る成果 3、成果 4 の活動については SWD が直接管轄する実施体制とする。具体的には、SWD 次官をプロジェクト・ディレクター、SWD 副次官をプロジェクト・マネージャーとし、実際の活動についてはプロジェクト・サブ・マネージャーとして SWD のディレクター（計画・評価）、PWPA の長官の 2 名が管轄する。

なお、先行事業の経験から、SWD と PWPA の関係者間での情報共有が限定的と判明していることから、両者への丁寧な説明、コーディネーションを行う必要がある。加えて、4 県でパイロット活動を行うことから、ラホールの SWD、PWPA と県レベルの SWD 職員、GBV 被害者支援関連施設間のコミュニケーションのギャップについても留意し円滑なコミュニケーションを図ることが求められる。

### （4）対象地域

成果 1 の活動については、パンジャブ州の社会福祉局職員・GBV 関連のサービ

---

<sup>3</sup> 守秘義務の順守や人権尊重を基本原則とし、被害当事者の安全確保と本人の選択の尊重を最優先し、被害当事者の立場に立って問題解決を促していく支援アプローチ。

ス・プロバイダーを対象とする。パンジャブ州の各管区（Division）からノミネートされた県女性保護官（District Women Protection Officer。以下「DWPO」という。）・女性保護官（Women Protection Officer。以下「WPO」という。）、法務官、社会福祉官、心理士を対象にラホール県内で ToT 研修を実施し、マスタートレーナーを育成した上で、各管区でマスタートレーナーが管区内の県の各職種への研修を実施することで州全体への研修効果の普及を想定している。

成果 2、3 の活動はパイロット県であるラホール県、サヒワル県、ファイサラバード県、ラウルピンディ県を対象に実施する。

成果 4 については、ニーズ調査、リソース調査を実施し、パイロット県 4 県以外の県で新規にトランジショナル・ホーム（Transitional Home。以下「TH」という。）を設立するニーズ・ポテンシャルのある県を特定する。

#### （5）トランジショナル・ホームのモデル

先行事業では、GBV 被害当事者の中長期的な自立・社会復帰支援を行う滞在型施設である TH を①社会福祉局の運営する女性向けの技術訓練校内、②貧困の寡婦、離別女性と子どものための滞在施設であるダルルファラ内に導入、運営した。先行事業終了後、現在はファイサラバード県にある①の形式の TH の運営を続けている。本プロジェクトでは、ファイサラバード県の①の形式の TH を先行モデルとしつつ、②のダルルファラでの TH モデルをラホール県、ラウルピンディ県にて制度化するとともに、社会福祉局の要請に基づき、③WPC 内に TH を設立する新たなモデルをサヒワル県にて導入し、それぞれパイロット活動を実施する。なお、②のダルルファラモデルについては、GBV 被害当事者の入居を可能にするよう施設入居要件を変更すること<sup>4</sup>、ダルルファラの標準作業手順書（Standard Operating Procedures。以下「SOP」という。）に自立・社会復帰支援に係る取り組みを含めるよう変更することについて、社会福祉局と合意している。本プロジェクトでは、3 つの TH モデルについて 4 県でパイロット活動を行い、TH の設立・運営のためのガイドラインの策定を行う。また、成果 4 において、社会福祉局による持続的な TH 運営のための制度化を支援するとともに、パイロット県以外の県への TH の普及計画の策定に取り組む<sup>5</sup>。なお、②のモデルについては、改訂された SOP など、持続的なサービス提供のための基盤が整うことが想定されるが、他の 2 つのモデルにつ

<sup>4</sup> 現状では離別、寡婦女性とその子どもが入居可能であり、入居の際には離婚証明書などの書類の提出が求められるため、GBV被害当事者は入居が困難な状況となっている。SWDとはリファラルのみで入居可能な形に入居要件を変更することを議論している。

<sup>5</sup> 成果 4 では TH を制度化し、運営することを目指す。パイロット 4 県で、パイロット活動後に社会福祉局が自立的・持続的に TH を運営していくための戦略（①パイロット県に設置した TH の持続的運営にかかる戦略、②パイロット県以外の地域へ TH を広げていくための戦略③制度・枠組みの立ち上げにかかる戦略を含む）を具体的にプロポーザルで提案すること。

いては、本プロジェクトを実施していく中で、制度化に向けて社会福祉局としての位置づけを明確にするよう継続して協議していく必要がある。

#### (6) GBV の撤廃のための多様な関係者との協働

GBV の撤廃に必要な4つの側面である、予防、保護、自立・社会復帰、加害者処罰においては、マルチステークホルダーでの取り組みが必須である。パンジャブ州暴力からの女性保護法（2016）においても、県レベルのマルチステークホルダーの調整・協議の場である県女性保護委員会（District Women Protection Committee。以下「DWPC」という。）において、副知事を代表とし、行政からは保健局、地方行政・地域開発局（Local Government and Community Development Department）、警察、社会福祉局、検察、各組織の代表、DWPO、民間からも最大4名をメンバーとすることが規定されている。本プロジェクトにおいては、成果2の活動を通してパイロット県のDWPCと連携した活動を支援するなど、多様な関係者と連携を行う。想定される活動として、地方行政・地域開発局の管轄である Union Council（出生・死亡・結婚・離婚等の行政手続きを行う地域の役場）、人口福祉局（Population Welfare Department）、保健局等との連携によるコミュニティレベルでの啓発・アウトリーチの実施等を検討する。また、THでの被害当事者の自立・社会復帰支援との連携強化を行う<sup>6</sup>。

#### (7) GBV 被害当事者の自立・社会復帰支援におけるパートナーシップ

自立・社会復帰の支援においては、技術訓練校や技術訓練の機会、ビジネス開発の支援機関、金融機関、民間企業、NGO といった様々な関係者との連携が重要である。本プロジェクトにおいては、パイロット活動を通して、各パイロット県に存在する社会資源を確認した上で、被害当事者をニーズに合わせて必要なサービスや機会に繋げていき、そのプロセスや有効な支援をTHの設立・運営ガイドラインにまとめていく<sup>7</sup>。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

<sup>6</sup> 多様な関係者との効果的な連携（THとの連携を含む）に係る活動案をプロポーザルで提案すること。活動案および連携先は、独自に考案したもの、先行事業の活動や、詳細計画策定調査にて検討された案を更に具体化したものなど、いずれの形も問わない。

<sup>7</sup> 自立・社会復帰支援に係るパートナーシップについて、リソース調査での調査対象や調査内容、現時点で想定するパイロット活動案についてプロポーザルで提案すること。活動案は、独自に考案したもの、先行事業での取り組みを踏まえたものなど、いずれの形も問わない。

## 2. 本業務にかかる事項

### (1) プロジェクトの活動に関する業務

#### ① 成果1に関わる活動

活動 1-1：社会福祉局管区長、社会福祉局県事務所代表、県女性保護担当官（DWPO）、女性保護担当官（WPO）、女性保護センター（WPC）・シェルターホーム・ダルルファラ（DUF）のサービス・プロバイダーを含む SWD・PWPA の職員の能力強化に係るニーズアセスメントを実施する。

活動 1-2：ニーズアセスメントに基づき既存の研修プログラムや教材を分析し、包括的な研修計画を策定する。

活動 1-3：上記で策定した研修計画に基づき ToT 研修モジュール・教材を作成する。

活動 1-4：被害者中心の支援提供のために、DWPO、WPO、法務官、社会福祉官、心理士に対して ToT 研修を実施する。

活動 1-5：パンジャブ州全土を対象に、ToT 研修を受講した DWPO、WPO、法務官、社会福祉官、心理士による県レベル女性保護システムの関係者（WPC やシェルターホームのスタッフを含む）に対する研修の実施を支援する。

活動 1-6：上記 ToT 研修結果に基づき、研修計画やモジュール、教材を改訂する。

活動 1-7：研修のリソースを公開するプラットフォームを開発する。

ToT 研修の想定規模は以下のとおり。

目的	被害者中心の支援提供のための能力強化研修を実施できるマスタートレーナーが育成される。
実施回数	約 4 回（DWPO/WPO、法務官、社会福祉官、心理士に対し各 1 回を想定）
対象者	各管区から推薦されたマスタートレーナーとなる DWPO/WPO、法務官、社会福祉官、心理士
参加者数	約 10 名/回
開催期間	約 3-5 日/回程度を想定
実施場所	ラホール市内
実施形態	対面

県レベル女性保護システムの関係者研修の想定規模は以下のとおり。

目的	SWD、PWPA の GBV 被害当事者支援に関わるサービス・プロバイダーが被害者中心の支援提供ができるようになる
----	---

	る。
実施回数	約 40 回（DWPO/WPO、法務官、社会福祉官、心理士に対し各管区で各 2 回を想定）
対象者	各県の DWPO/WPO、法務官、社会福祉官、心理士
参加者数	約 10 名/回（各管区ごとに特定する）
開催期間	現時点では 1 日/回程度を想定
実施場所	各管区で適切な場所を選定
実施形態	対面

#### 成果 1 に関わる活動に係る留意事項

- ・ 研修の内容については、先行事業で実施した研修内容も参照の上、本プロジェクトでも必要に応じて活用することを想定している。
- ・ 持続性を考慮し、本活動に当たっては社会福祉局の研修機関（SWD Training Institute）とも連携すること。具体的には、研修機関の年間研修計画に開発されたプログラムを反映させることを想定している。
- ・ 活動 1-7 については、SWD、PWPA の職員など GBV 被害当事者支援に関わるサービス・プロバイダーがオンデマンドで研修コンテンツにアクセス可能なプラットフォームを想定している（SWD のウェブサイト上での公開、YouTube への研修動画のアップロード等）。

#### ② 成果 2 に関わる活動

活動 2-1：パイロット県において州および県レベルでの女性保護システムに係るニーズを特定するためのステークホルダーとのワークショップを開催する。

活動 2-2：ワークショップの議論に基づき各パイロット県の WPC および DWPC のワークプランを策定する。ワークプランには他部局と協働したアウトリーチ／啓発活動および TH での被害当事者の自立・社会復帰支援との連携強化に係る活動を含むこととする。

活動 2-3：パイロット県においてワークプランを実行する（啓発コンテンツ作成を含む）。

活動 2-4：パイロット県の WPC・DWPC での知見や好事例を関係者に共有する。

活動 2-5：国際的な好事例の実践のため、SWD や PWPA（特に DWPO）による日本／第三国での女性保護施設への視察<sup>8</sup>を計画、実施する。

<sup>8</sup> PDM上は日本もしくは第三国での視察を実施することとしているが、本邦研修を想定している。

活動 2-6：視察に基づいた好事例報告書をまとめる。

活動 2-7：好事例報告書に基づきパイロット県の DWPC とのコンサルテーション会議を開催し、ワークプランを改定する。

活動 2-8：現行の情報管理の状況および WPC に適したデータ管理システムに係る調査を行う。

活動 2-9：WPC の機能や能力に基づいて重要業績評価指標（KPI）や年間目標、モニタリング・評価のプロトコルを開発する。

#### 成果 2 に関わる活動に係る留意事項

- ・ 活動 2-1 のワークショップの参加者となるステークホルダーには、DWPC のメンバーとなっている組織からの参加者を含むことを想定している。必要に応じてそれ以外の機関、部局等からの参加も検討する。また、ニーズの聴取にあたっては、被害当事者女性自身の声を反映することが重要であるが、ワークショップへの参加が難しい場合には、事前にニーズ聴取を実施するなど、被害当事者の声が反映されるよう工夫する必要がある。
- ・ ワークショップの結果を踏まえて活動 2-2 ワークプランを策定するが、他部局と連携した GBV に係るアウトリーチ、啓発活動を必ず含める想定であり、活動 2-3 のワークプランの実行においてはアウトリーチ／啓発活動に活用する啓発コンテンツ（動画コンテンツなど）や資材の作成を含む。アウトリーチ／啓発活動については、プロジェクト終了後の持続性に留意し、DWPC を通じた他部局との連携等の工夫を行うことが求められる。
- ・ 活動 2-8 について、現状、クライシス・センターが WPC として運用されている WPC においては、紙ベースの情報管理が行われており、過去の情報を調べる際の障壁となるなど効果的かつ被害当事者の安全を守るための情報マネジメントが出来ていない。本調査を通して、現行の情報管理状況を把握した上で、WPC における望ましい情報管理の在り方に係る提言をすることを想定している。なお、シェルターホーム（ダルラマン）では統一の情報管理システムが導入されている。

#### ③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1：パイロット県における TH モデルの導入ための共同作業委員会（SWD・PWPA・JICA で構成）を形成する。

活動 3-2：TH のサービス・プロバイダーの研修ニーズを特定し、研修モジュールを開発する。

活動 3-3：TH のサービス・プロバイダーに対する研修およびファイサラー

ド県のモデル TH の視察を実施する。

活動 3-4：ファイサラバード県以外のパイロット県における TH の設立を支援する。

活動 3-5：GBV 被害当事者の自立・社会復帰の促進に向けたパイロット活動実施のため、技術訓練機関（SWD の女性向け技術訓練機関等）、金融機関、民間企業、NGO などのパートナーとなる団体のリソース調査を行う。

活動 3-6：パートナー団体と連携してパイロット活動計画を策定する。（ピアカウンセリングやライフスキルの向上に向けた支援、女性たちの製品や商品のコレクティブ・マーケティングやプロモーションに向けた支援、啓発活動、パートナー団体における GBV 被害当事者向けの研修コースの開発など）

活動 3-7：パイロット活動計画を実施する。

活動 3-8：TH の取り組みによる好事例を取りまとめ、効果的な TH の設立や運営手法をまとめた実践ガイドライン（以下、「設立・運営ガイドライン」という）を策定する。

### 成果 3 に関わる活動に係る留意事項

- ・ TH の設立・運営に当たっては、SWD が職員の配置および入居者の日常生活に必要な物資の供給を行い、JICA 側は TH 設立のために必要な機材の導入（後述の通り主にサヒワル県の家具を想定）、TH におけるパイロット活動の実施支援・技術支援を行う。
- ・ 活動 3-4 の TH の設立支援については、もともとが滞在型施設でない WPC に TH を設置するサヒワル県が主な対象となる。他の 2 県についてはニーズに応じて適宜設立支援の必要性・内容を検討する。
- ・ 活動 3-5 のリソース調査については、GBV 被害当事者の自立・社会復帰の促進に向けて、各パイロット県でどのような公的および民間の社会資源があるか確認することを目的として実施する。技術訓練や、その後の就職先候補となる産業や民間企業・団体、起業支援等、被害当事者の自立・社会復帰に繋がる既存の社会資源を調査・分析し、TH との連携の可能性やパイロット活動での取り組みを検討する（調査内容は上記に限定しない）。なお、被害当事者女性には、身分証明書を持たない女性や、子どもがいる女性、非識字の女性など、多様な背景を持つ女性がいる点は、サービス等へのアクセスの観点から留意が必要である。
- ・ 活動 3-6 のパイロット活動計画は、被害当事者のニーズやリソース調査を通じて明らかとなった社会資源の活用を考慮の上、TH ごとに策定する。パイロット活動は、効果的な TH の運営手法を明らかにすることを目的に実施す

る。具体的には、ピアカウンセリングやライフスキルの向上に向けた支援、技術訓練、女性たちの製品や商品のコレクティブ・マーケティングやプロモーションに向けた支援、啓発活動、パートナー団体における GBV 被害当事者向けの研修コースの開発、識字教育プログラム等を実施することを想定しているが、それらに限定しない。ライフスキルの向上においては、先行事業でも活用した「パキスタン・イスラム共和国 シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト」の成果品を活用することも検討する。また、パイロット活動は、プロジェクト実施後の持続可能性についても留意の上計画する。

- ・ 活動 3-8 に記載のある好事例については、パイロット活動による成果（被害当事者女性たちの変化を含む）を客観的に示すことができるよう、計画時から留意する。

#### ④ 成果 4 に関わる活動

活動 4-1：ニーズ調査、リソース調査を実施し、TH を設立する県を特定する。

活動 4-2：TH 運営のための報告プロトコルや KPI、モニタリング・評価に関連するフォーマットや指標を作成する。

活動 4-3：策定された設立・運営ガイドラインに基づいた TH 予算確保の計画を策定する。

活動 4-4：TH の設立・運営ガイドラインに基づいて、必要に応じて GBV 被害当事者の自立・社会復帰のためにダルルファラの SOP を更新する。

#### 成果 4 に関わる活動に係る留意事項

- ・ ニーズ調査については、パイロット県以外で、TH 設置のニーズや効果が高い県を特定する目的で実施する。その際、GBV の発生状況や既存の社会福祉局の GBV 関連施設の利用状況だけでなく、パイロット活動の状況に基づき、効果的な形式の TH を設立できる社会福祉局の施設の有無にも留意する。リソース調査については、成果 3 に関わる活動に係る留意事項に記載の調査をパイロット県以外の県での社会資源を確認することを目的に実施する。

#### (2) 本邦研修・招へい

- 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。
- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本の行政や民間の取組みの経験や知見を踏まえつつ、GBVの予防や被害当事者の保護、自立・社会復帰、加害者処罰に向けた取組みのあり方について理解を深め、パンジャブ州での取組強化に繋げる。（成果2、活動2-5）
実施回数	合計1回
対象者	県女性保護官（DWPO）など女性保護システムに関わるSWD職員を想定。
参加者数	約6名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

#### 【第1期】

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部

ワーク・プラン	第1期業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1部
モニタリングシート	6ヶ月に1回 Ver.1 : 2025年7月31日 Ver.2 : 2026年1月30日 (第1回部分払成果品) Ver.3 : 2026年7月31日	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書	第1期の契約履行期限末日	日本語	電子データ	1部
		英語	CD-ROM	1部

【第2期】

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	第2期業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1部
モニタリングシート	6ヶ月に1回 Ver.1 : 2027年7月30日 Ver.2 : 2028年1月31日 (第1回部分払成果品) Ver.3 : 2028年7月31日	英語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	電子データ	1部
			CD-R	1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

## (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

## (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

## (4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)研修実績
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績
- (コ)第5条2. 技術協力作成資料に記載の資料

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 研修モジュール・教材
- (2) GBV 啓発資材、啓発動画
- (3) TH 設立・運営ガイドライン
- (4) 研修ニーズアセスメント報告書
- (5) 好事例報告書
- (6) WPC データ管理システム調査報告書
- (7) TH リソース調査報告書
- (8) TH ニーズ・リソース調査報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	研修ニーズアセスメント	社会福祉局管区長、社会福祉局県事務所代表、県女性保護担当官（DWPO）、女性保護担当官（WPO）、WPC・シェルターホーム・ダルルフ	1回	定額計上

		アラ (DUF) のサービス・プロバイダーを含む SWD・PWPA の職員の能力強化に係るニーズの調査。		
2	ToT 研修	ラホールにおいて計 4 回実施の想定。(DWPO/WPO、法務官、社会福祉官、心理士に対し各 1 回を想定)	計 4 回	定額計上
3	啓発コンテンツ・資材作成	GBV の予防、保護、自立・社会復帰に係る啓発資材、啓発動画の作成。	啓発資材 10 種類、啓発動画 3 本作成想定	定額計上
4	TH リソース調査	パイロット県 4 県における技術訓練機関 (SWD の女性向け技術訓練機関等)、金融機関、民間企業、NGO など GBV 被害当事者の自立・社会復帰に係るリソースの調査。	1 回	定額計上
5	TH ニーズ・リソース調査	パイロット県 4 県を除くパンジャブ州内の県を対象とした、TH 設立のニーズ、リソースの調査。デスクレビューにて対象県を絞った上で現地調査を実施することを想定。	1 回	定額計上

#### 第 7 条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	事務所家具等	机、イス、書棚、プロジェクター (1 台)、複合機 (1 台)、ジェネレーター (1 台) 等	-	事業用物品	本見積
2	サヒワル県	ベッド (16 台)、ベッドサイドテーブル (16 個)、クローゼット (8	-	供与機材	本見積

	TH 家具	個)、ダイニングテーブル (1 個)、イス (10 脚)、ジェネレーター (1 台)、ソファ (1 個)、コーヒーテーブル (1 個)、作業用机・椅子 (8 セット)、本棚 (2 個)、冷蔵庫 (1 台)、事務机・椅子 (1 セット) 等			
--	-------	---	--	--	--

#### 第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名：パキスタン・イスラム共和国（パキスタン）

案件名：ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト

Project for Promoting Protection, Rehabilitation and Economic Empowerment of Gender-Based Violence Survivors

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国におけるジェンダーに基づく暴力の現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタンでは、伝統的な家父長制に基づく社会通念や規範により、女性の移動の自由や教育・保健医療へのアクセス、経済活動への参加が大きく制限されると共に、ジェンダーに基づく暴力（Gender Based Violence。以下「GBV」という。）が深刻な社会問題である。パキスタン政府による人口保健調査（2017-2018）の結果によると、15～49歳の婚姻経験のある全国の女性のうち、夫から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがある女性の割合は34%にのぼっている<sup>9</sup>。さらに、性暴力や虐待、名誉殺人や酸攻撃、結婚持参金にまつわる殺人、近親相かん、部族間の交換結婚、児童婚等の被害事例も後を絶たない。宗教や民族、社会・経済階層、居住地に関わらず多岐に渡るGBVを経験している者も少なくなく、こうしたリスクが存在することが、医療や社会福祉、法的な費用の増加や、女性の労働参加や経済活動の低下の要因となり、経済・社会的損失に繋がっている<sup>10</sup>。

こうした状況の改善に向けて、パキスタン政府は、GBV撤廃に向けた様々な取り組みを展開してきた。連邦および州レベルにおいて、GBV加害者を処罰し、被害者を保護する法整備を進めるとともに、ヘルプラインやシェルター、法律扶助等の行政サービスの整備、識字教室や職業訓練事業などGBV被害者の自立と社会復帰に向けた取り組みも進めてきている。

パンジャブ州では、州内の全36県に被害者を保護するためのシェルターであるWomen Shelter Home（ダルラマン）を設置するとともに、法律扶助や心理カウンセリングなどの支援サービスを提供するクライシス・センターも州内の12県で運営するなど、GBV被害者支援の仕組みを強化してきた。2016年には、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者女性の保護に関する対応を定める「パンジャブ州暴力からの女性保護法（DV防止法）」が制定され、翌年には同法の実施を推進する機関として、女性保護庁（Punjab Women Protection Authority。以下「PWPA」という。）も社会福祉局（Social Welfare and Bait-ul-Maal Department。以下「SWD」という。）の傘下に設置された。しかし、提供されるサービスに関しては、支援に従事するサービス・プロバイダー（被害当事者の保護や自立・社会復帰に携わる州政府関係者やサポートスタッフ）に対し十分な能力強化研修が

<sup>9</sup> National Institute of Population Studies. (2019) 'Pakistan Demographic and Health Survey (PDHS) 2017-2018'

<sup>10</sup> パキスタンでは女性たちが暴力によって心身の健康が害され、労働参加の機会を逸することによる世帯収益の損失総額は年間で約1億4600万ドルにのぼると試算されている。（出典：Social Policy and Development Centre (SPDC), NUI Galway, Ipsos Mori, and International Centre for Research on Women (ICRW). (2019) 'Economic and Social Costs of Violence Against Women in Pakistan: Summary Report'

実施できておらず、被害者中心主義<sup>11</sup>に基づいていない等、課題が多い。また、保護に関する支援は提供されているものの、自立・社会復帰へ繋げる支援が効果的に整備されていないのが現状である。さらに、2022年12月の州法の改正に基づき、県ごとにクライシス・センターもしくはダルラマンを女性保護センター（Women Protection Center。以下「WPC」という。）として運用しているが、実際には州法でWPCの役割として規定されているような警察、医療、司法サービスの提供といった包括的な機能は整備されておらず、本来のWPCとしての機能が果たせていないため、現実的なWPCの機能モデルの構築が求められている。

係る状況に鑑み、JICAは、2019年度の پاکستانでのGBV課題への対応に係る調査結果<sup>12</sup>を基に、個別専門家「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチの促進アドバイザー（2021-2023）」を通じ、パンジャブ州におけるサービス・プロバイダーの能力強化を図るとともに、暴力被害当事者の保護や自立と社会復帰を支援するための有効な取り組み手法や支援アプローチの検証活動を実施した。同案件では、SWD及びPWPAをカウンターパートとし、サービス・プロバイダーやSWD職員の能力強化のための研修の実施、関係機関との連携・パートナーシップによるアウトリーチ活動、SWDの機能強化支援に加え、被害当事者の保護から自立・社会復帰支援を連続的・中長期的に行うアプローチとして、被害当事者が中長期的に滞在しながら心理カウンセリングや職業訓練等を受講できるトランジショナル・ホーム（Transitional Home。以下「TH」という。）の試験的導入を行った。同案件を通じて、GBV被害当事者の自立・社会復帰支援に対する関係者の意識の変化や、研修参加者の知識、意識の改善等の効果が確認できたものの、持続的かつ効果的に被害者中心アプローチに基づいた支援を行うためには、こうした取組の規模を拡大して検証の上、支援実施体制の持続性確保のための制度化支援が必要とされている。

そのため、本案件は、同個別専門家案件の成果の拡大普及を行う後継案件として、SWD及びPWPAをカウンターパートとして、これまでの支援による蓄積を活用しつつ、被害者中心主義アプローチに基づくGBV被害当事者女性の保護、自立・社会復帰支援実施体制の強化に向けて取り組むものである。

## （2）パキスタンにおけるジェンダーに基づく暴力分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2023年9月）では、重点分野として「人的資本への投資と社会サービスの拡充を通じた人間の安全保障の確保と社会の強靱化」が定められており、女性や社会的弱者が不利な立場に置かれることがないように留意すると共に、ジェンダーに基づく暴力の被害者への支援の必要性が示されている。

日本政府は2015年9月に、国連安保理決議1325号の実施のための国内行動計画「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、紛争影響地域におけるGBV被害者の保護や自立と社会復帰、予防や加害者処罰に向けた取組を強化することや、紛争予防や平和構築に向けたあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参画を推進していくことを表明している。2023年4月には、国連安保

<sup>11</sup> 「被害者中心主義／アプローチ」とは、被害当事者の安全確保と本人の選択の尊重を最優先してその心身の回復と生活の再建を図ることを重視する考え方である。被害当事者支援における国際的な基準として位置付けられている。

<sup>12</sup> JICA、国際航業株式会社。(2020)「パキスタン・イスラム共和国ジェンダーに基づく暴力課題に係る情報収集・確認調査」

理決議 1325 号の第三次国内行動計画を策定した。

また、JICA では 2021 年にグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」を策定し、「一人ひとりが、性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるジェンダー平等な社会を実現する」ことを目指しており、パキスタン国別分析ペーパー（2022 年 10 月）においても協力プログラム「女性・若年層の経済活動参加促進プログラム」を通じ、上述のグローバル・アジェンダに貢献する必要性が分析されている。更に 2023 年に作成したクラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」では、専門人材及び地域支援人材の育成、ならびに支援体制の強化に取り組むとしており、パキスタンを含む南アジアは重点地域となっている。本調査はジェンダーに基づく暴力の被害当事者の自立と社会復帰のための支援体制の強化に寄与するものであり、上記の方針に合致する。

### (3) 他の援助機関の対応

英国外務・英連邦・開発省（FCDO）は、GBV のデータ整備や関連法・政策の実施にかかる関係政府機関の能力強化、コミュニティへの啓発活動等を通じた GBV 対策を含む事業である「Aawaz II」をハイバル・パフトゥンハー州（Khyber Pakhtunkhwa、以下「KP 州」という）、パンジャブ州を対象に 2018 年から開始している。当該事業は、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、British Council と連携して実施されており、特に UNFPA は、SWD、PWPA に対し、GBV ケースマネジメント等の研修支援やパンジャブ州暴力からの女性保護法の規則の策定、WPC の標準作業手順書（SOP）整備支援等を行っている。世界保健機構（WHO）は、GBV が重要な保健課題であるとの認識から、主に医療関係者を対象に「Health Care for Survivors of Gender based Violence in Pakistan – A clinical handbook」を策定し、KP 州およびバロチスタン州で同ハンドブックをもとに研修を実施している。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、パンジャブ州において、GBV に係るサービス・プロバイダーに対する被害者中心アプローチに基づいた定期研修の導入、多様なステークホルダーとの協働を通じた WPC のサービス強化、GBV 被害当事者の中長期的な自立・社会復帰のためのトランジショナル・ホームの制度化を行うことにより、GBV 被害当事者の保護及び自立・社会復帰の促進に向けた同州の支援実施体制の強化を図り、もって同州における GBV 被害当事者の保護及び自立・社会復帰の促進に寄与するもの。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名：パンジャブ州ラホール県、サヒワル県、ファイ サラバード県、ラウルピンディ県

### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：SWD 職員、PWPA 職員（県女性保護担当官（DWPO）、女性保護担当官 WPO を含む）、パイロット県サービス・プロバイダー、パイロット県 GBV 被害当事者女性

最終受益者：パンジャブ州 GBV 被害当事者

- (4) 総事業費（日本側）：約 4.0 億円
- (5) 事業実施期間：2025 年 1 月～2029 年 1 月を予定（計 48 カ月）
- (6) 事業実施体制：実施機関は SWD 及び PWPA。SWD はプロジェクト全体の監督と成果 1、2 に係る活動、PWPA は成果 1、3、4 の活動の実施を担う。パイロット活動の連携や協力相手として、市民組織や技術訓練機関、司法、警察、医療機関といった政府機関、開発ドナー等を想定。
- (7) 投入（インプット）
- 1) 日本側
    - ① 専門家派遣（合計約 40P/M）：総括／ジェンダーに基づく暴力の撤廃、女性の経済的エンパワメント、研修計画／組織強化、心理社会的支援
    - ② 研修員受け入れ：ジェンダーに基づく暴力の撤廃
    - ③ 機材供与：想定なし
  - 2) パキスタン国側
    - ① カウンターパートの配置
    - ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動
 

パキスタン・イスラム共和国「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト（フェーズ 2）」（2018-2023）において、女性家内労働者の意識変革と自立を支援するために開発された「卒業モデル」は、先行個別専門家案件でも一部活用されている。本案件の TH でのパイロット活動等においても、「卒業モデル」のうち、ライフスキル研修等、GBV 被害当事者女性の自立・社会復帰に寄与する内容を盛り込み、過去の協力アセットを有効活用していく。
  - 2) 他の開発協力機関等の援助活動
 

UNFPA は、上述の「Aawaz II」プログラム等を通して SWD、PWPA への支援を提供している。特に、ケースマネジメント研修については、国際的なスタンダードに基づいた ToT（Training of Trainers）研修を実施するなど、GBV 分野での専門性を活かした支援に強みがある。他方、自立・社会復帰支援に係る活動は限定的であるため、本案件を通じ、研修の内容について JICA、UNFPA 間で重複を避け、相互に補完する形で研修プログラムを実施・制度化すること、JICA、UNFPA 間の事業間でも保護から自立・社会復帰への連携を取っていくことを確認しており、MoU で合意を予定している。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1) 環境社会配慮
    - ① カテゴリ分類：C
    - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特に無し。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI (P) (ジェンダー平等政策・制度支援案件)

＜活動内容/分類理由＞

パキスタンでは、伝統的な家父長制に基づく社会通念や規範により GBV が深刻であり、女性の権利や安全を阻害するとともに、女性の開発指標が低い要因の一つとなっている。パンジャブ州では、GBV に係る法律である「暴力からの女性保護法」が施行されているが、現場レベルでは法令に基づいたサービス提供体制が整っていないなど課題が多い。本案件は、そうした課題に対し、被害者中心アプローチに基づき、GBV 被害当事者の保護から自立・社会復帰までを切れ目なく支援するための実施体制を強化する活動を実施し、中長期的な自立・社会復帰支援を行うトランジショナル・ホームのプログラム・予算の承認等を指標として設定しているため。

(10) その他特記事項

本案件の活動地域には、安全管理部承認地域が含まれるため、JICA の安全対策措置に従って活動を実施する。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：パンジャブ州において多様なステークホルダーとの協働を通じた GBV 被害当事者の保護及び自立・社会復帰が促進される。

指標及び目標値：

- ・ ●名以上のサービス・プロバイダーが被害者中心アプローチに基づいた支援提供のための研修を受ける。
- ・ WPC の年間目標が PWPA によってモニタリングされる。
- ・ TH が●県で設置される。

(2) プロジェクト目標：パンジャブ州において GBV 被害当事者の保護及び自立・社会復帰の促進に向けた効果的で被害者中心の支援実施体制が強化される。

指標及び目標値：

- ・ プロジェクトで育成されたマスタートレーナーによる研修が●回以上実施される。
- ・ WPC の SOP がプロジェクトの活動に基づき更新される。
- ・ パンジャブ州において TH のプログラムと予算が承認される。

(3) 成果

成果 1：社会福祉局の職員を対象とし、ニーズに基づく個別のモジュールに沿った被害者中心の支援に係る定期的な研修が制度化される。

成果 2：パイロット県において、多様なステークホルダーとの協働を通じた WPC のサービスが強化される。

成果 3：パイロット県での TH の運営を通して、TH の開設・運営のための実用的なガイドラインが策定される。

成果 4：策定されたガイドラインに基づき、TH が制度化され運営される。

(4) 主な活動

- 1-1. 社会福祉局管区長、社会福祉局県事務所代表、県女性保護担当官 (DWPO)、女性保護担当官 (WPO)、WPC・シェルターホーム・ダルルファラ (DUF)

のサービス・プロバイダーを含む SWD・PWPA の職員の能力強化に係るニーズアセスメントを実施する。

- 1-2. ニーズアセスメントに基づき既存の研修プログラムや教材を分析し、包括的な研修計画を策定する。
- 1-3. 上記で策定した研修計画に基づき ToT 研修モジュール・教材を作成する。
- 1-4. 被害者中心の支援提供のために、DWPO、WPO、法務官、社会福祉官、心理士に対して ToT 研修を実施する。
- 1-5. パンジャブ州全土を対象に、ToT 研修を受講した DWPO、WPO、法務官、社会福祉官、心理士による県レベル女性保護システムの関係者（WPC やシェルターホームのスタッフを含む）に対する研修の実施を支援する。
- 1-6. 上記 ToT 研修結果に基づき、研修計画やモジュール、教材を改訂する。
- 1-7. 研修のリソースを公開するプラットフォームを開発する。

- 2-1. パイロット県において州および県レベルでの女性保護システムに係るニーズを特定するためのステークホルダーとのワークショップを開催する。
- 2-2. ワークショップの議論に基づき各パイロット県の WPC および DWPC のワークプランを策定する。ワークプランには他部局と協働したアウトリーチ／啓発活動および TH での被害当事者の自立・社会復帰支援との連携強化に係る活動を含むこととする。
- 2-3. パイロット県においてワークプランを実行する。
- 2-4. パイロット県の WPC・DWPC での知見や好事例を関係者に共有する。
- 2-5. 国際的な好事例の実践のため、SWD や PWPA（特に DWPO）による日本／第三国での女性保護施設への視察を計画、実施する。
- 2-6. 視察に基づいた好事例報告書をまとめる。
- 2-7. 好事例報告書に基づきパイロット県の DWPC とのコンサルテーション会議を開催し、ワークプランを改定する。
- 2-8. 現行の情報管理の状況および WPC に適したデータ管理システムに係る調査を行う。
- 2-9. WPC の機能や能力に基づいて重要業績評価指標（KPI）や年間目標、モニタリング・評価のプロトコルを開発する。

- 3-1. パイロット県における TH モデルの導入ための共同作業委員会（SWD・PWPA・JICA で構成）を形成する。
- 3-2. TH のサービス・プロバイダーの研修ニーズを特定し、研修モジュールを開発する。
- 3-3. TH のサービス・プロバイダーに対する研修およびファイサラバード県のモデル TH の視察を実施する。
- 3-4. ファイサラバード県以外のパイロット県における TH の設立を支援する。
- 3-5. GBV 被害当事者の自立・社会復帰の促進に向けたパイロット活動実施のため、技術訓練機関（SWD の女性向け技術訓練機関等）、金融機関、民間企業、NGO などのパートナーとなる団体のリソース調査を行う。
- 3-6. パートナー団体と連携してパイロット活動計画を策定する。（ピアカウンセリングやライフスキルの向上に向けた支援、女性たちの製品や商品のコレクティブ・マーケティングやプロモーションに向けた支援、啓発活動、パートナー団体における GBV 被害当事者向けの研修コースの開発など）
- 3-7. パイロット活動計画を実施する。

3-8. TH の取り組みによる好事例を取りまとめ、効果的な TH の導入や運営手法をまとめた実践ガイドラインを策定する。

4-1. ニーズ調査、リソース調査を実施し、TH を設立する県を特定する。

4-2. TH 運営のための報告プロトコルや KPI、モニタリング・評価に関連するフォーマットや指標を作成する。

4-3. 策定された TH ガイドラインに基づいた TH 予算確保の計画を策定する。

4-4. TH のガイドラインに基づいて、必要に応じて GBV 被害当事者の自立・社会復帰のためにダルルファラの SOP を更新する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ パンジャブ州のパイロット活動対象地域の渡航禁止措置がなされない

### (2) 外部条件

- ・ パキスタン国およびパンジャブ州における政治状況が大きく不安定化しない
- ・ パキスタン国およびパンジャブ州における治安状況が大きく悪化しない
- ・ パンジャブ州のジェンダーに基づく暴力に係る法律・政策・方針が大きく変化しない
- ・ 研修を受けた主要な実施機関職員が大量に離職しない

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

先行するパキスタンにおける個別専門家案件「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチの促進アドバイザー（2021-2023）」では、GBV 被害者の保護に関する支援における多分野協働の支援アプローチの重要性から、心理カウンセラーや、ソーシャルワーカー、弁護士、医師／看護師など、各分野の専門家（日本人および協力国のローカル人材）が関与することで、より専門性と質の高い支援や解決策を提示することが期待できる点が指摘されている。また、GBV 対応においてはマルチセクトラルな支援が不可欠である一方、パキスタンでは省庁間の連携には消極的かつトップダウンの傾向が強く、複数のアクターを巻き込んだ協力を計画する際には、全てのアクターとの事前調整が重要であることも確認された。本案件では、短期専門家として、心理社会的支援の専門家を配置するとともに、活動においては他機関とのコーディネーションを事前に十分に図ることとする。

また、「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト（フェーズ 2）」では、パキスタン政府内の人事異動などによる人材の流動性による持続性への影響や、職員の時間的な制約によるプロジェクトへのコミットメント低下への対処として、政府開発予算でプロジェクト専任職員を新規に雇用した。プロジェクト専任職員がツールの開発等の時間のかかる工程を担い、その成果が明確になった段階で既存の政府職員が普及を行うという二段階の体制構築を行うことで、政府職員のコミットメントを高め、効果的に事業を実施できた点が指摘されている。本案件では、先行の個別専門家案件でパイロットとして運営したトランジショナル・ホームについて、SWD の職員による運営体制を整えるため、SWD と職員の配置やそれに係る予算確保について詳細計画策定調査の際に合意をした。先行案件のトランジショナル・ホームの運営経験の知見を活かして技術的なインプットを行うことで、SWD 職員による効果的な運用、成果の普及を図っていくこととする。

## 7. 評価結果

本事業は、パキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、GBV 被害当事者の保護から自立・社会復帰に係る切れ目ない支援体制の強化を通じて、パキスタンの人間の安全保障とジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に寄与するものであり、特に SDG ゴール5に貢献すると考えられることから、事業実施の必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業終了3年後                      事後評価

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。  
第一段階（計画フェーズ）：  
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。  
第二段階（本格実施フェーズ）：  
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う

場合)

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：ジェンダーに基づく暴力の撤廃、女性の経済的エンパワメントに係る業務。両方があることが望ましい。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：パキスタン・イスラム共和国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務は、2024年12月～2029年2月までの50か月間実施し、2024年12月～2027年1月までを第1期、2027年1月～2029年2月までを第2期と想定する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 39.90 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.10を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数を目途 全30回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 研修ニーズアセスメント（成果1）
- ToT研修（成果1）
- 啓発コンテンツ・資材作成（成果2）
- THリソース調査（成果3）
- THニーズ・リソース調査（成果4）

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 技術協力プロジェクト「パキスタン国ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト」に関する討議議事録（Record of Discussions: R/D）

- 同プロジェクト協議議事録 (Minutes of Meetings: M/M)
- 同プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー」 Project Completion Report

## 2) 公開資料

- クラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力 (SGBV) の撤廃」
- パキスタン「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー」 専門家業務完了報告書
- パキスタン・イスラム共和国 ジェンダーに基づく暴力課題に係る情報収集・確認調査報告書
- パキスタン・イスラム共和国 シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト (フェーズ 2) 事業完了報告書

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (* 語 ⇄ * 語)	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ・ 2) 執務スペースやTHの立ち上げにあたっては、JICA事務所とも相談のうえ、必要な安全対策をとるようお願いします。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

#### （2）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、

別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

**【上限額】 254,349,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(116,546,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策費		89,089,000円	防弾車1台借上代(ドライバー込み、燃料費除く。)、執務スペ	一般業務費 (車輛備上)

				一ス・TH安全対策費 (防犯モニター、窓 用鉄格子の設置等)	+ 施設 整 備)
2	研修ニーズアセ スメントに係る 経費	「第2章第 4条2.(1) ①活動1-1」	1,735,000円	調査費一式	現地再委託
3	ToT研修開催費	「第2章第 4条2.(1) ①活動1-4」	924,000円	参加者の出張旅費 (交通費、宿泊費)、 会場借上費、講師謝 金等	現地再委託
4	啓発コンテン ツ・資材作成費	「第2章第 4条2.(1) ②活動2-3」	636,000円	啓発コンテンツ・資 材作成費。啓発資材 10種類・動画3本を想 定。	現地再委託
5	ワークプラン実 行費	「第2章第 4条2.(1) ②活動2-3」	12,528,000 円	ワークプランに基づ く啓発活動、アウト リーチ活動に係る費 用	一般業務費 (セミナー 実施)
6	THリソース調査 に係る経費	「第2章第 4条2.(1) ③活動3-5」	1,735,000円	調査費一式	現地再委託
7	THニーズ・リソ ース調査に係る 経費	「第2章第 4条2.(1) ④活動4-1」	1,735,000円	調査費一式	現地再委託
8	本邦研修(本邦 招へい)に係る 経費  研修実施経費と 報酬分(事前準 備+研修アテン ド時)の合算	「第2章第 4条 業務 の内容2.本 業務にかか る事項(2) 本邦研修・招 へい」	8,165,000円 研修実施経費 として 1,944,000円 + 報酬分(事前 準備+研修ア テンド時) 6,221,000円 の合算	報酬(事前業務(3号 0.4人月及び5号1人 月で想定、提案は認 めない)、及び同行 (現時点では3号0.7 人月:研修内容を踏 まえ提案、見直し 可)、直接経費 1,944,000円)	国内業務費 (本邦招へ い)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

1) 2024年8月時点でラホールでは防弾車を使用するよう警察の指示を受けており、防弾車借上費用を安全対策費として定額計上する。ただし、一時的な措置となる可能性もあるため、現地の状況や当局からの要請に応じて対応する。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	(60)	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  
  2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
    - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
      - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）行いません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
      - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上